

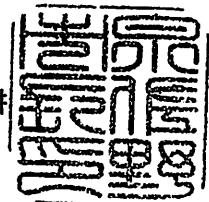


泉佐市政第147号
平成31年4月11日

総務大臣

石田 真敏 様

泉佐野市長 千代松 大耕



ふるさと納税に関する意見書

(1) ふるさと納税制度に関する総務省告示第179号（指定基準）について

○示されている告示第2条第2号に、寄附募集に要した費用（経費）を寄附金の50%以下とするとしているが、50%以下とした根拠・論拠を示してほしい。また、その根拠・論拠が健全なふるさと納税の発展にいかに寄与するものなのか示してほしい。

○示されている告示の第2条第3号にある「前条に規定する趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと」とあるが、「他の地方団体に多大な影響を及ぼす」ということについての評価は、それを証明することは難しく、実質、総務大臣および総務省の感覚的な判断に左右されることから、つまり恣意的にできるものであり、看過できるものではない。

さらには、仮に趣旨に反していたとしても、告示第1条で規定する以前に行っていたことを、後からできた趣旨に反しているからと「遡及的に評価する」のは、いわゆる“後出しジャンケン”そのものであり、法治国家がとるべき手法とは思えない。

したがって第2条第3号については、削除されるのが適当と本市は考える。

○示されている告示の第5条第8号でイ、ロ、ハの3点を挙げ、これをもって地場産品定義を緩和した、特産品の少ない自治体に配慮したとされているが、都道府県や他自治体と「連携」することは実際面においてはかなり困難であると本市は考えている。

そもそも都道府県の多くはふるさと納税に対して前向きな姿勢のところは多くなく、所管する市区町村同士で利害の対立があれば、その調整の困難さも推察でき、自治体間のとりまとめが効果的にできるとは考えにくい。

また市区町村において魅力的な地場産品を持つ自治体がそれを他自治体でも活用することに日々と同意することも考えにくい。

以上の点だけをもってしても、実質的に地場産品の定義が緩和された、特産品の少ない自治体に配慮したとはいえず、やはり持つ者と持たざる者で格差が生じる可能性は変わら

ないのではないかとの危惧は消えない。

したがって地場産品を返礼品基準とすること自体が適当ではないと本市は考える。

(2) ふるさと納税制度について

○地方税法第37条の2第2項及び第314号の7第2項に規定されている、いわゆるふるさと納税制度については、総務省の恣意的な解釈によってふるさと納税に参加できる自治体を選ぶことが可能であること、地方自治体が総務省の機嫌を伺わざるを得ないような、地方自治の趣旨から程遠いルールになることから、到底看過できるものではない。よって、この制度の廃止を求める。

(3) ふるさと納税のあるべき姿について

○今回の法改正および総務省が現在示している告示を遵守した場合、制度参加した自治体において、返礼品の魅力低下は明らかで、それはふるさと納税を利用しようとする国民（寄附者）の関心低下に直結し、少なからず寄附金減少になると本市は予想している。総務省としては、ふるさと納税の今年度の寄附金額はどうなると想定して、この告示を作成したのか示してほしい。

○上記のことから、総務省は、到底ふるさと納税の発展を望んでいるとは考えられず、総務省が考える、ふるさと納税のあるべき姿とはどのようなものなのか、ふるさと納税の健全な発展とはどういうものなのか、具体的なビジョンを示してほしい。